令和８年度「ひなたゼロカーボン加速化事業補助金」の補助事業者（執行団体）
【公募要領】

令和８年４月２０日
宮崎県環境森林課

宮崎県では、令和８年度「ひなたゼロカーボン加速化事業補助金」の補助金交付事務を行う事業者（執行団体）を公募します。

※補助金の交付を受けて補助対象設備を導入する事業者（間接補助事業者）の公募は、執行団体の選定後、別途実施します。

－公募要領目次－

Ⅰ　補助事業者（執行団体）の公募について

１　補助金の目的
２　定義
３　補助事業の内容
４　補助事業者の採択
５　審査の通知
６　参加資格要件
７　採択における審査項目
８　公示の方法
９　応募の方法

Ⅱ　留意事項等について

１　基本的な事項
２　補助金の交付
３　補助事業の完了
４　補助対象経費
５　留意点

〇様式１　公募説明会参加申込書
〇様式２　応募申請書
〇様式３　事業計画書
〇様式４　収支計画書
〇別添１　応募書類審査について
〇別添２　応募書類審査基準及び採点表

Ⅰ　補助事業者（執行団体）の公募について

１　補助金の目的

この補助金は、県民や県内事業者の再エネ・省エネ設備の導入等に要する経費を補助することにより、2050 年の脱炭素社会の実現に資することを目的としています。

２　定義

本公募における用語の定義は、以下のとおりです。

①間接補助事業

ひなたゼロカーボン加速化事業補助金交付要綱等（以下「交付要綱」という。）で定める事業

②間接補助事業者

間接補助事業を行う者

③補助事業

間接補助事業者に対して間接補助事業に要する経費を補助する事業及び当該事業に必要な事務

④補助事業者

補助事業を行う者（執行団体）

⑤補助金

本公募の対象である補助事業全体（事務費を含む）

⑥間接補助金

補助事業者が県から交付を受けた補助金を財源として、間接補助事業者に対して交付する補助金

県	補助金 →	補助事業者（執行団体）	間接補助金 →	間接補助事業者

３　補助事業の内容

(1) 公募対象事業費

本公募で対象となる令和８年度「ひなたゼロカーボン加速化事業補助金」の予算額及び事務費の上限額（補助事業の事務を行うために必要な経費）は、以下のとおりです。

ア　ひなたゼロカーボン加速化事業

予算額　225,733,000 円（想定している間接補助事業の件数　500 件程度）

うち、事務費上限額　30,233,000 円

イ　電力自家消費サポート事業

予算額　476,000,000 円（想定している間接補助事業の件数　800 件程度）

うち、事務費上限額　75,000,000 円

(2) 公募対象事業内容

ア　ひなたゼロカーボン加速化事業

事業区分		事業内容	事業主体	補助率・額
①	太陽光発電設備導入	太陽光発電設備導入経費を支援	個人	3.5 万円/kW（上限 21 万円）
			事業者	3 万円/kW※１（上限 600 万円）
②	蓄電池導入	蓄電池導入経費を支援（①と同時導入に限る）	個人	1/3 以内又は 5 万円/kWh（上限 50 万円）
			事業者	1/3 以内又は 6 万円/kWh（上限 120 万円）
③	高効率給湯器導入	給湯器等をコージェネレーションに更新する経費を支援	個人 事業者	1/2 以内
④	断熱改修	窓ガラスを複層ガラス等の断熱性能を向上させる改修経費を支援	個人	1/3 以内(上限 120 万円)

※１：BCP 策定の場合、4 万円/kW

脱炭素経営支援事業を受けた場合、5 万円/kW

イ　電力自家消費サポート事業

事業区分		事業内容	事業主体	補助率・額
①	蓄電池導入	蓄電池の導入経費を支援	個人	1/3 以内又は 5 万円/kWh（上限 50 万円）
			事業者	1/3 以内又は 6 万円/kWh（上限 120 万円）
②	ＬＥＤ照明導入	ＬＥＤ照明の導入経費を支援	事業者	5 千円/灯（上限総額 150 万円）

(3) 補助事業の期間

交付決定の日から令和９年３月 14 日まで（単年度）

(4) 主な業務の流れ

① 間接補助事業者からの問合せへの対応

② 間接補助金交付申請書の受理・審査、交付決定

③ 実績報告書の受理・審査、額の確定

④ 請求書の受理・支払い

(5) 補助事業の経理等

補助事業に関する経理については、事業ごとに帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければなりません。また、帳簿及び全ての証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後５年間、保存しておかなければなりません。

なお、県は、補助事業実施期間中に、補助事業の執行に要する経費について、額の中間検査を実施します。共同実施等により複数の事業者が関与する場合、当該事業者に対しても県が直接検査を行う場合があります。

(6) 補助金の支払い方法

補助金のうち概算払をすることができる経費は、次に掲げるものとします。また、支払いは複数回とし、支払時期及び金額については県と協議の上、請求できるものとします。ただし、概算払に当たっては必ずしも希望に添えない場合があります。なお、経費の一部については、精算払とします。

① 事業費

間接補助事業者に対して支払う間接補助金として必要な額

② 事務費

事務に要する費用の支払に必要な額

(7) 間接補助事業の指導監督

補助事業者は、間接補助事業者が行う間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に知事に報告するものとします。

また、補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、知事に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとします。

(8) その他

(1)から(7)に掲げた事項を含め、交付要綱等において、補助事業及び間接補助事業の詳細について定めますので、必ず交付要綱等に従って補助事業を遂行してください。

４　補助事業者の採択

プロポーザル形式による一般公募を行い、１法人を補助事業者として採択します。応募者より提出された応募書類について、審査委員会による審査を行います。

審査委員会は、応募書類について、「令和８年度「ひなたゼロカーボン加速化事業補助金」の補助事業者（執行団体）の公募に係る応募書類審査について」（別添１）及び「令和８年度「ひなたゼロカーボン加速化事業補助金」の補助事業者（執行団体）の公募に係る応募書類審査基準及び採点表」（別添２）に基づき厳正に審査を行い、補助事業者を採択します。なお、採択にあたり、審査委員会での指摘事項等を踏まえて、補助事業の実施に関する条件を付すことや、事業計画書の内容の変更を指示することがあります。

５　審査の通知

採択・不採択にかかわらず書面で通知します。

６　参加資格要件

(1) 宮崎県内に事業所を置く法人その他団体（国、市町村を除く。）又は宮崎県内の住所地、居所地又は事業場等の所在地を納税地として青色申告を行っている個人事業主であること。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当しない者。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続きの開始の申立てがなされていない者。

(4) 県税に未納がないこと。

(5) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の４及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

(6) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(7) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

※　当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とします。

①　当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
②　提案書を期限までに提出しないとき
③　提案書の内容が、公示した条件等に明らかに適合しないとき
④　虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
⑤　提案の内容が、本要領に示す各事業費の上限額を超えているとき
⑥　①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条例に違反したとき

７　採択における審査項目

補助事業者の採択における審査項目は、「令和８年度「ひなたゼロカーボン加速化事業補助金」の補助事業者（執行団体）の選定に係る応募書類審査基準及び採点表」（別添２）に定め、審査委員会により総合的に審査するものとします。

なお、原則として、応募内容について、審査委員会において応募者にヒアリングを行います。

８　公示の方法

県庁ホームページにより公示

９　応募の方法

(1) 応募方法

補助事業者に係る応募に必要な書類を、期限内に電子メールにより県に提出してください（書面による提出は不要）。

(2) 応募に必要な書類及び提出方法

<table>
<tr><th>必要書類</th><th>提出方法</th><th>提出期限</th></tr>
<tr><td>公募説明会参加申込書【様式１】※１</td><td rowspan="7">電子メール
※４</td><td>４月 24 日（金）</td></tr>
<tr><td>応募申請書【様式２】※２</td><td rowspan="6">５月 15 日（金）正午</td></tr>
<tr><td>事業計画書【様式３】</td></tr>
<tr><td>法人の定款</td></tr>
<tr><td>法人の概要が分かる説明資料</td></tr>
<tr><td>事業報告及び決算報告
（過去２決算期）※２</td></tr>
<tr><td>収支計画書【様式４】※３</td></tr>
</table>

※１　説明会の参加は応募の必須要件ではありません。

※２　補助事業を複数の事業者で共同して実施する形式により申請する場合には、代表者を決めていただくとともに、代表者が応募申請書を提出してください。ただし、代表者が補助事業の全ての業務を他の者に実施させることはできません。

　また、提出時に、法人の設立から１会計年度を経過していない場合には、補助事業を行う年度の事業計画（案）及び収支予算（案）、法人の設立から１会計年度を経過し、かつ、２会計年度を経過していない場合には、直近の１決算期に関する事業報告及び決算報告を提出してください。

※３　様式に従い、補助事業に関する事務を行うために要する費用の見込みを記載してください。

※４　必要書類ごとに PDF 化して、各提出期限までに(4)に記載するメールアドレスあてに電子メールにより提出してください。ただし、県のサーバの都合上、１メールあたりで受信できる容量は５ＭＢを目安としてください。電子メールの受信後、県から受領の確認メールを返信します。データが大容量となりメール添付ができない場合には、複数回に分けて送信いただくか、県のファイル受け渡しサービスを設定しますので、(4)に記載する連絡先に設定を依頼してください。

(3) 説明会の開催

補助事業に係る説明会を以下のとおり開催しますので、本補助事業に応募する場合は本公募要領及び応募対象事業に係る資料をダウンロードの上、出席してください。なお、出席しない場合も応募は可能です。

○日 時

令和８年４月 28 日（火）午前 10 時から 11 時

○場 所

県庁７号館２階　環境森林部会議室

(4) 公募に関する質問の受付及び回答

〇受付先

宮崎県　環境森林部環境森林課　環境政策・脱炭素推進担当

E-Mail：kankyoshinrin@pref.miyazaki.lg.jp

電　話：0985-26-7084

〇受付及び回答の方法

質問は、電子メールにて令和８年５月 13 日（水）正午まで受け付けます。件名は「執行団体の公募に関する質問」としてください。なお、メール送付後、電話により提出先へ確認してください。

回答は、メールをお送りいただいたメールアドレスに対して随時行います。

(5) スケジュール

公　　告	令和８年４月 20 日（月）
↓	
説明会参加申込締切	令和８年４月 24 日（金）※様式１の提出
↓	
公 募 説 明 会	令和８年４月 28 日（火）午前 10 時～11 時
↓	
応募申請書等の提出	令和８年５月 15 日（金）※様式２・３・４、添付書類の提出
↓	
審　　査　　会	令和８年５月 19 日（火）予定　※時間未定
↓	
補助事業者の採択	令和８年５月下旬
↓	
交付申請書の提出	
↓	
交　付　決　定	令和８年６月上旬
↓	
補助事業の実施	交付決定の日から令和９年３月 14 日まで

Ⅱ　留意事項等について

１　基本的な事項

補助金については、令和８年度予算の範囲内で交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179　号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30　年政令第 255　号）の規定によるほか、交付要綱及び公募要領に定めるところによることとします。

２　補助金の交付

(1) 交付申請

採択された補助事業者は、Ⅰ３(1)に記載の事業ごとに補助金の交付申請書を知事あて提出してください。申請手続等は交付要綱をご参照ください。

(2) 交付決定

知事は、提出された交付申請書の内容について審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

(3) 事業の開始

補助事業者は、補助金の交付決定を受けた後に事業を開始することが可能となります。補助金交付決定日以前に契約等を行った経費は、原則として補助金交付の対象外となります。

３　補助事業の完了

補助事業を完了したときは、当該事業を完了した日から起算して 30 日を経過した日又は３月 14 日のいずれか早い日までに、完了実績報告書を知事あて提出してください。

４　補助対象経費

補助対象となる経費については、下表のとおりですが、必ず交付要綱等も併せて参照してください。

補助対象経費の区分	内容	補助額
事業費	補助事業者が「ひなたゼロカーボン加速化事業補助金」の補助事業者公募要領に基づき、間接補助事業者に対し、補助する際の当該補助に要する経費	知事が別に定める額
事務費	補助事業の事務を行うために直接又は間接に必要な報酬、人件費、賃金、社会保険料、諸謝金、旅費、光熱水料、印刷製本費、通信運搬費、会議費、手数料、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び一般管理費並びにその他必要な経費で知事が承認した経費	

※補助事業の実施に直接必要と判断し難い消耗品費（例：日用品、新聞・雑誌等）は補助対象となりません。

※一般管理費は、事務費の合計額の 10%を上限とします。

※執行団体としての補助金交付事務について、全部若しくはその主たる部分（事務費の区分欄の合計額の 50%を超えるものいう）を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。再委託等を含めた合計額が 50%を超える場合には、知事の承認が必要となります。

※執行団体としての補助金交付事務について、一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施できる場合は、本公募の応募の際に実施体制として明示されているものに限る。なお、実施に関する契約を締結し、知事に報告（原則、県の実地検査時に確認）するとともに、補助事業の履行体制を遅滞なく公表しなければなりません。

※県は、補助事業実施期間中に、補助事業の執行に要する経費について、額の中間検査を実施します。共同実施等により複数の事業者が関与する場合、当該事業者に対しても県が直接検査を行う場合があります。

５　留意点

(1) 応募書類の取扱

提出された応募書類は、応募者に返却いたしません。また応募者に無断で、県において応募書類の審査以外の目的に使用することはありません。なお、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合があります。

(2) 補助事業の検証・評価の実施

実施した補助事業及び間接補助事業の二酸化炭素削減効果を県において検証・評価するため、その実施に当たって必要となる資料等の提供を求める場合があります。

(3) 補助事業終了後の対応について

補助事業終了後においても会計検査院が実地検査に入ることがあり、その際は対応をいただく可能性があります。

(4) その他

上記のほか、必要な事項は事業の交付要綱等に定めます。